

栄区囲碁普及会・会員証について

1. 会員証発行の目的

会員が会員証を持つことにより、栄区囲碁普及会・会員を自覚し、本会の主活動である囲碁普及活動に積極的に参加して貰うことを目的とする。

2. 会員証の取扱い

(1) 入会時の発行

入会時に会員証を発行する。

(2) 会員証の携帯

会員証は囲碁普及活動を行う時には必ず携帯する。

(3) 旧会員証の廃棄

会員証の更新時に会員証を再発行するが、旧会員証の廃棄は会員各自が行う。

(4) 退会時の会員証の扱い

会員が退会した時、会員証の回収は行わない。

3. 会員証の更新

(1) 会員証の有効期間

会員証の有効期間は 5 年間とし、5 年毎の年度初めに再発行する。

但し、5 年更新周期の途中で入会した会員に関しては最初の有効期間は 5 年未満になる。

(2) 紛失時の再発行

会員証紛失時に再発行するが、そのような事が無いように大事に取り扱う。

4. 会員番号

(1) 会員番号は 3 桁とする。(例: OXX)

(2) 会員が退会した時、その会員番号は欠番とする。

(3) 新規会員の会員番号は最後の番号の次とする。

(4) 5 年の更新時に会員番号は変更しない。

5. 会員証の作成

(1) 会員証は印刷した紙を硬質フィルムでラミネート(カバー)する。

(2) 会員証のサンプルは以下のとおりとする。

